

英国2006年立法及び規制に関する改革法

岡久 慶

本稿は、『外国の立法』第232号の「英国2006年立法及び規制に関する改革法—規制緩和と行政権限の拡大」で解説した「英国2006年立法及び規制に関する改革法 (Legislative and Regulatory Reform Act 2006 (c.51)以下「2006年法」という。)」の全文を翻訳し、紹介するものである。

2006年法の趣旨は、議会で制定された法律を委任立法によって修正する道筋を拡大することである。

委任立法には、命令 (order)、規程 (rule)、規則 (regulation)、事業の枠組み (scheme) 等の形態があり、ほとんどの場合、議会制定法の委任を受けた行政府省庁が、当該の制定法を補足する細則を定め、あるいはその施行に関わる限定的な規定を定めることを可能とする。日本における、政令、府令、省令等の行政立法に該当するが、ほとんどの場合、議会の承認が必要とされる点が我が国の場合と異なる。

委任立法の承認は、草案が議会各院に提出されて40日以内に行わなければならない。承認の方法には、議会各院の肯定的決議を必要とする「肯定的決議手続 (affirmative resolution procedure)」と、議会各院の否定的決議がなければ成立する「否定的決議手続 (negative resolution procedure)」の2種類がある。決議を必要としない委任立法もあるが、制定から40日以内に議会がこれを無効化することが可能である。

委任立法は議会の承認を必要とする場合でも、その制定手続は議会制定法に比べてはるかに簡略化されている。特殊な場合を除いて、草案の審査は認められておらず、稀に議論の場が

設けられても90分の審議時間制限が課せられ、修正案の提出は許されない。こういった簡便性により、年間3,000件以上の委任立法が制定されている。

イギリスにおいては、成典憲法が存在せず、議会が理論上無制限の権限を行使できる。議会制定法を覆すことができるのは、後発の議会制定法に限られる。このような制度下において、制定法改正を委任立法によって可能とすることは、当然に立法府と行政府の力関係に大きな影響を及ぼすこととなる。

制定法を委任立法によって改正する権限 (reformative power) は、「ヘンリー 8 世権限 (Henry VIII powers)^(注1)」とも称され、議会はこれを行政府に与えることをよしとしない傾向があった。

しかし、近年になって行政上の必要から、こういった権限が制定法で導入されるようになった。政府機関による情報伝達・蓄積の手段を紙媒体から電子媒体に置き換えるための法改正を容易にする2000年電子通信法 (Electronic Communications Act 2000 (c.7))、成立後2年以上経過した制定法について、これらによる抑制、要請、条件賦課又は禁止等の規制を緩和するための2001年規制改革法 (Regulatory Reform Act 2001 (c.6)、以下「2001年法」という。)がその代表例である。

また、2004年民間緊急事態法 (Civil Contingencies Act 2004 (c.36)) も、緊急事態宣言が発せられたときに限り、同法第2部に基づく緊急事態規則によって、議会制定法又は国王大権で規定できることのほぼすべてを定めることを

可能としている。

2006年法は、2001年法に代わる法律として、2006年2月11日に下院に提出された。政府はこれを2001年法の不備を補い、規制改革を推進する法律と位置づけた。しかし、同法案は、国王の大臣に対して自らの判断に基づき、当該法を含めたあらゆる法律を改正する権限を与えており、これは行政府に過剰な白紙委任を与えるものだとする識者の批判が出た。またネット上のブログでは、この法律をヒトラー独裁への道を開いた授権法（全権委任法）に譬える声まで上がった。^(注3)

政府は、当初、批判を「議論のための議論」として取り合わなかった。^(注4)しかし、議会内外の批判が高まり、与党上院院内幹事ゴロコット卿が、「相当の修正を加えない限り法案の上院通過は不可能」とプレスコット副首相に警告するに至り、ようやく「憲法上の政府権限を拡大する企みと曲解されないために」政府修正案を提出し、軌道修正を図った。^(注5)

修正案を受け、2006年11月8日に成立した2006年法は、①行政上の負担の除去又は軽減を目的とする命令、及び②規制の趣旨を徹底する命令に限って、それを定める権限を国王の大臣に付与することとなった。

また、2006年法は、改正権限を定めた同法第1部及び1998年人権法（Human Rights Act 1998 (c.42)）を改正してはならないことを規定しているほか、憲法上の重要性を有する規定を定めることを禁止している。こういった政府修正案の数々は、「行政独裁」に対する恐れと批判

を抑えることに成功した。

2006年法は2007年1月8日に施行された。

注

インターネット情報はすべて2007年5月30日現在である。

- (1) チューダー朝のイングランド王ヘンリー8世（在位1509-1547年）は、宗教改革を通じて王権を強化した君主であり、勅許状によって議会の法律を覆した経歴がある。
- (2) Daniel Finkelstein, "How I woke up to a nightmare plot to steal centuries of law and liberty", *The Times*, Feb. 15, 2006.
- (3) Dave Silvester, "ID Cards and Labour's "Enabling Act""", Feb. 28, 2006.
<<http://www.indymedia.org.uk/en/regions/nottinghamshire/2006/02/334747.html>>
- (3) Henry Porter, "How we move ever closer to becoming a totalitarian state", *The Observer*, Mar. 5, 2006.
- (4) Melissa Kite, "New powers for ministers are a mistake, PM told", *Daily Telegraph*, March 19, 2006.
<<http://www.telegraph.co.uk/news/main.jhtml?xml=/news/2006/03/19/nbill19.xml>>
- (5) Jean Eaglesham, "Blair backs down over regulatory reform bill", *Financial Times*, April 13, 2006.
<<http://news.ft.com/cms/s/78f7e72c-ca89-11da-852f-0000779e2340.html>>

（おかひさ けい・海外立法情報課）

2006年立法及び規制に関する改革法 (2006年法律51号)

Legislative and Regulatory Reform Act 2006

Chapter 51

岡久 慶訳

【目次】

第1部 命令制定の権限

権限

- 第1条 負担の除去又は軽減のための権限
- 第2条 規制原則を促進する権限

制限

- 第3条 前提条件
- 第4条 従位立法
- 第5条 課税
- 第6条 刑事罰
- 第7条 立入り等
- 第8条 適用除外となる制定法
- 第9条 スコットランド
- 第10条 北アイルランド
- 第11条 ウェールズ

手続

- 第12条 手続：導入
- 第13条 協議
- 第14条 議会に提出する命令案と説明文書
- 第15条 議会手続の決定
- 第16条 否定的決議手続
- 第17条 肯定的決議手続
- 第18条 特別肯定的決議手続

総則

- 第19条 期間の計算
- 第20条 1972年欧州共同体法に基づく権限との組合せ

第2部 規制機関

規制職務の行使

- 第21条 原則
- 第22条 実務要綱

第23条 実務要綱：手続

第24条 第21条及び第22条が適用される職務

第3部 欧州共同体等に関連した立法

立法の解釈

- 第25条 欧州共同体の法規への言及
- 第26条 欧州経済領域の協定及び欧州経済領域加盟国

共同体義務等の履行

- 第27条 命令、規程及び事業の枠組みを定める権限
- 第28条 共同体法規に変更可能な参照を行う権限
- 第29条 権限の組合せ

第4部 補則及び総則

補則

- 第30条 廃止及び除外
- 第31条 派生的改正

総則

- 第32条 一般的解釈
- 第33条 施行
- 第34条 適用範囲
- 第35条 略称

附則 「廃止」(第30条関係)

第1部 命令制定の権限

権限

第1条 負担の除去又は軽減のための権限

- (1) 国王の大臣は、この条に基づく命令によって、第2項に掲げる目的に役立つと判断する規定を定めることができる。
- (2) 前項に掲げる目的とは、立法によってある者を対象として直接的に若しくは間接的に生じた、何らかの若しくは全般的な負担を取り除き、又は軽減することをいう。
- (3) この条において、「負担 (burden)」とは次のものをいう。
- (a) 財政負担
 - (b) 行政上の不便
 - (c) 効率性、生産性又は収益性に対する妨害
 - (d) 合法活動の進行に影響する刑事上又はその他の制裁
- (4) 国王の大臣又は政府省庁の規制職務の行使に影響するものでない限り、当該の大臣又は省庁のみに影響する負担に関して、第1項に基づく規定を定めることはできない。
- (5) 第2項の目的のために、財政負担又は行政上の不便は、立法の形式からも（例えば立法が理解しにくい場合などに）生じることがありうるものとする。
- (6) この条において、「立法 (legislation)」とは次のいずれかのもの、又は次のいずれかの規定をいう。ただし、北アイルランドの立法若しくは北アイルランドの立法に基づく法規は含まない。
- (a) （この条の施行の前後いずれに制定されたかにかかわらず）一般法律又は地域的個別法律
 - (b) (a)号にいう法律に基づき、制定時期を問わず、定められた枢密院令、命令、規程、規則、事業の枠組み、令状、条例又はその他の従位立法 (subordinate instrument)
- (7) この部の定めるところに従った上で、第1項に基づいて定めることのできる規定には、次の規定及び、制定法の改正又は廃止により定められる規定が含まれる。
- (a) 記述された職務を、廃止し、付与若しくは移管し、又は委任することを定める規定
 - (b) 機関又は官職を創設し、又は廃止する規定
- (8) この条に基づく命令は、命令を定める国王の大臣が適当と思料する派生的、補足的、付随的又は過渡的な規定（制定法又はその他の規定の改正又は廃止により定められる規定を含む）を含む。
- (9) この条に基づく命令に、国王は従わなければならない。
- (10) この条に基づく命令は、この部に則って定められなければならない。

第2条 規制原則を促進する権限

- (1) 国王の大臣は、この条に基づく命令によって、第2項の目的に役立つと思料する規定を定めることができる。
- (2) 前項にいう目的とは、規制職務が第3項の原則を遵守して行使されるように取り計らうことをいう。
- (3) 前項にいう原則とは、次のものをいう。
- (a) 規制活動が、透明性をもち、責任の所在が明確であり、目的に均衡し、かつ一貫性のある態様で遂行されるべきこと。
 - (b) 規制活動が、活動が必要とされる場合に限って適用されること。
- (4) この部の定めるところに従った上で、第2項の目的のために、第1項に基づいて定めることのできる規定には、次の規定及び、制定法の改正又は廃止により定められる規定が含まれる。
- (a) ある者による、規制職務の遂行の態様を修正する規定
 - (b) 制定法によって、又はそれに基づいて設置された、規制職務を行使する機関の規約を改正する規定
 - (c) ある者に付与された規制職務を、移管し、

又は委任することを定める規定

- (5) 第4項(c)号で言及される規定は、次の規定を含む。
 - (a) 規制職務が移管される新しい機関、又は官職保持者に規制職務が移管されるような新しい官職を創設すること。
 - (b) 規制職務を移管される元の機関、又は官職保持者から規制職務が移管されるような官職を廃止すること。
- (6) 第1項に基づいて定めることのできる規定は、新しい規制職務を付与する規定又は規制職務を廃止する規定を含まない。
- (7) この条に基づく命令は、命令を定める国王の大臣が適当と思料する派生的、補足的、付随的又は過渡的な規定（制定法又はその他の規定の改正又は廃止により定められる規定を含む）を含む。
- (8) この条に基づく命令に、国王は従わなければならない。
- (9) この条に基づく命令は、この部に則って定められなければならない。

制限

第3条 前提条件

- (1) 大臣は、第2項の条件が関連する場合において、それが満たされていると思料する場合を除き、第1条第1項及び第2条第1項に基づいて、制定法を単に書き換える以外の規定を定めることができない。
- (2) 前項にいう条件とは、次のものをいう。
 - (a) 規定によって達成すべき政策目的が、立法以外の手段によっては、満足に達成できないこと。
 - (b) 規定の効力が政策目的と釣り合っていること。
 - (c) 規定が全体として、公益と規定によって不利益を被る者の利益との間で、公正なバ

ランスを保っていること。

- (d) 規定が必要な保護を取り除かないこと。
 - (e) 規定が、ある者が行使し続けることを合理的に期待しうる権利又は自由を、行使することを妨げないこと。
 - (f) 規定が憲法上の重要性をもたないこと。
- (3) 大臣は、第4項の条件が関連する場合において、それが満たされていると思料する場合を除き、第1条第1項及び第2条第1項に基づいて、制定法を単に書き換える規定を定めることができない。
 - (4) 前項の条件とは、定められた規定が法律をより近づき易く、簡単に理解できるものにすることをいう。
 - (5) この条及び第4条から第7条までにおいて、制定法を「書き換える (restate)」とは、形式又は配置のみの変更を加えたものと置き換えることをいう（なお、これらの目的の上で、曖昧さを取り除くことは、形式又は配置とは別の変更を加えるものであるとする）。

第4条 従位立法

- (1) この部に基づく命令は、立法を行う職務を次のものに付与し、又は移管することのみができる。
 - (a) 国王の大臣
 - (b) 制定法によって、職務を付与され、又は移管された者
 - (c) 命令によって創設された機関又は官職の保持者
- (2) この部に基づく命令は、立法を行う職務を委任する規定を定めることはできない。
- (3) この部に基づく命令は、第4項及び第5項の条件が満たされない限り、立法を行う職務を国王の大臣（1人かそうでないかにかかわらず）に付与することはできない。
- (4) この項の条件とは、職務が委任立法によって行使されることをいう。

- (5) この項の条件とは、第4項の委任立法が次のいずれかに該当することをいう。
- (a) 1946年委任立法法 (Statutory Instruments Act 1946 (c.36)) 第5条第1項(議会のいずれかの院の決議に従って無効とされる委任立法)が適用される法規であること。
- (b) 草案が議会各院に提出され、各院の決議によって承認されない限り、定められないこと。
- (6) 第1項から第3項までの規定は、制定法を単に書き換える規定には適用されない。
- (7) この条の目的のために、「立法を行う職務 (function of legislating)」とは、命令、規程、規則又はその他の従位立法によって立法を行う職務をいう。

第5条 課税

- (1) この部に基づく命令は、いかなる税を課し、廃止し、又は変更することもできない。
- (2) 財務省は規則によって、次のものに関して、関連する税が効力を有する方法を変更する規定を定めることができる。
- (a) この部に基づく命令によって、又は命令に基づいて移管された、財産、権利又は責任
- (b) この部に基づく命令によって、又はそれに基づく、財産、権利又は責任の移管のために行われることすべて
- (3) 第2項(a)号に基づいて定めることのできる規定は、特に次の規定を含む。
- (a) 課税規定が、財産、権利又は責任の移管に関連して適用されないか、又は修正を加えて適用されるという規定
- (b) 移管された財産、権利又は責任が、課税規定の目的のために特定された態様で取り扱われるという規定
- (c) 命令を定める国王の大臣が、財務省の同

- 意を得た上で、移管された財産、権利又は責任に関連する限りにおいて、課税規定の目的のために決定すべきことを決定し、又は決定する手段を特定することを要請されるか、又は許可されるという規定
- (4) 第2項(b)号に基づいて定めることができる規定は、特に次の規定を含む。
- (a) 課税規定を、当該の移管の目的のために、若しくは当該の移管に関して行われたことに関連して、又は移管に関連して適用しないか、又は修正を加えて適用するという規定
- (b) 当該の移管の目的のために、若しくは当該の移管に関して行われたことが、特定の結果を持つ若しくは持たない、又は特定の態様で取り扱われるという規定
- (c) 命令を定める国王の大臣が、財務省の同意を得た上で、当該の移管の目的のために、又は当該の移管に関して行われたことに関連する限りにおいて、課税規定の目的のために決定すべきことを決定し、又は決定する手段を特定することを要請されるか、又は許可されるという規定
- (5) 第2項に基づく規則は、委任立法によって定められる。
- (6) 第2項に基づく規則を含む委任立法は、下院の決議に従って無効とされる。
- (7) この条においては、次の規定に従う。
「関連する税 (relevant tax)」とは、所得税、法人税、資本利得税、印紙税、印紙保留税をいう。
「課税規定 (tax provision)」とは、関連する税についての制定法の規定をいう。

第6条 刑事罰

- (1) この部に基づく命令は、犯罪を新たに設定し、又は従来の犯罪の罰を重くすることで、以下に該当する罰を科することを可能として

- はならない。
- (a) 起訴状による、2年を超える拘禁刑
 - (b) 略式起訴による、次の罰
 - (i) 通常の最高刑期を超える拘禁刑
 - (ii) 罰金基準表5級を超える罰金
- (2) 第1項(b)号(i)において、「通常の最高刑期 (the normal maximum term)」とは、以下のものをいう。
- (a) イングランド及びウェールズに関連しては、次の期間
 - (i) 略式起訴に限られる犯罪の場合は、51週
 - (ii) 正式起訴と略式起訴の双方で裁くことができる犯罪の場合は、12月
 - (b) スコットランド及び北アイルランドに関連しては、6月
- (3) 起訴状又は略式起訴の双方で裁くことができる成人が犯した犯罪で、次のいずれかの条項による場合に限り起訴状に基づいて裁くことができない犯罪の場合、第1項(b)号(ii)における罰金基準表5級への言及は、法定最高額への言及とする。
- (a) 1988年刑事司法法(Criminal Justice Act 1988 (c.33)) 第5部
 - (b) 1995年刑事手続(スコットランド)法(Criminal Procedure (Scotland) Act 1995 (c.46)) 第292条第6項及び第7項
- (4) この部に基づいて犯罪を新たに設定し、又は犯罪への罰を変更する規定を定める命令が、2003年刑事司法法(Criminal Justice Act 2003 (c.44)) 第281条第5項が施行される日付の前に定められる場合、その命令は、日付前に犯された略式起訴で裁くことができる犯罪に関して、拘禁刑の51週の期間を6月と読み替えると定めなければならない。
- (5) この部に基づいて犯罪を新たに設定し、又は犯罪への罰を変更する規定を定める命令が、2003年刑事司法法第154条第1項が施行さ

れる日付の前に定められる場合、その命令は、日付前に犯されたいずれの方式でも裁くことができる犯罪に関して、拘禁刑の12月の期間を6月と読み替えると定めなければならない。

- (6) 第1項は、制定法を単に書き換える規定には適用されない。

第7条 立入り等

- (1) この部に基づく命令は、次の規定を定めることはできない。
- (a) 立入り、捜索及び押収の権限を与える規定
 - (b) 証拠提供を強制する規定
- (2) 第1項は、この部に基づく命令が、命令が定められるより前に権限が適用されていた目的と同様の目的のために、権限を拡大することを妨げるものではない。
- (3) 第1項は、制定法を単に書き換える規定には適用されない。

第8条 適用除外となる制定法

この部に基づく命令は、次のいかなる規定をも改正し又は廃止する規定を定めることはできない。

- (a) この部
- (b) 1998年人権法(Human Rights Act 1998 (c.42))

第9条 スコットランド

この部に基づく命令は、第1条第8項又は第2条第7項によるものを例外として、スコットランド議会制定法に含められた場合に、スコットランド議会の立法権能に立ち入ることになる規定を定めることはできない。

第10条 北アイルランド

この部に基づく命令は、第1条第8項又は第

2条第7項によるものを例外として、北アイルランドの立法を改正し又は廃止する規定を定めることはできない。

第11条 ウェールズ

この部に基づく命令は、国民議会の同意を得ることなく、次の規定を定めることができない。

- (a) 国民議会に職務を付与する規定
- (b) 国民議会の職務を修正又は除去する規定
- (c) 国民議会に職務を付与する規定を書き換える規定

手続

第12条 手続：導入

- (1) この部に基づく命令は、委任立法で定められなければならない。
- (2) 以下の条件を満たしていない限り、大臣はこの部に基づく命令を定めることはできない。
 - (a) 第13条に則り協議を行っていること。
 - (b) 前号の協議の後、第14条に則り、命令案及び説明文書を議会に提出していること。
 - (c) 命令が、第15条による決定に従い、次の手続に則って定められていること。
 - (i) 否定的決議手続（第16条参照）
 - (ii) 肯定的決議手続（第17条参照）
 - (iii) 特別肯定的決議手続（第18条参照）

第13条 協議

- (1) 大臣がこの部に基づいて命令の制定を提案する場合、次の条件を満たさなければならない。
 - (a) 提案によって、実質的な影響を受ける利害関係者の代表と思われる団体と協議を行うこと。
 - (b) 提案が一又は複数の法定機関の職務に関係している場合、これら機関又はこれら機

関の代表と思われる者と協議を行うこと。

- (c) 提案がウェールズ内において、又はウェールズに関係して適用され、国民議会が職務を行使する事項に関係する限りにおいて（かつ、第11条に基づく国民議会の同意が必要でない場合）、国民議会と協議を行うこと。
 - (d) 適切と思料する場合において、法律委員会(注2)、スコットランド法律委員会、北アイルランド法律委員会と協議すること。
 - (e) 適切と思われるその他の者と協議すること。
- (2) 第1項で要請される協議の結果、提案のすべて又は一部を変えることが適切であると大臣に思われる場合、大臣は当該の変更について、適切と思われる追加の協議を行わなければならない。
- (3) この条の施行日以前に行われた協議が、施行後であれば一定の度合いでこの条の要件を満たすものであった場合、同じ度合いで要件が満たされたものとする。
- (4) 次のいずれにも該当する場合、当該の提案に関してこの条の要件は満たされたものとする。
 - (a) この部に基づく命令の提案が、2001年規制改革法（Regulatory Reform Act 2001 (c.6)）第1条に基づく命令の提案と同じものであること。
 - (b) 同法第5条に基づいて、提案に関する協議が、いかなる時であれ行われていること。
 - (c) 協議が、提案に関して同条の要件を満たしていること。
- (5) 第1項(b)号の「法定機関 (statutory body)」とは、次のものをいう。
 - (a) 制定法により、又は制定法に基づいて設置された機関
 - (b) 同様に設置された官職の保持者

第14条 議会に提出する命令案と説明文書

- (1) 第13条で要請された協議の終結後、大臣がこの部に基づく命令の制定を行うことが適切であると思料した場合、大臣は議会に次のものをいずれも提出しなければならない。
 - (a) 命令案
 - (b) 説明文書
- (2) 説明文書は、以下の要件を満たさなければならない。
 - (a) この部のいかなる権限に基づいて、命令に含まれる規定が定められるかを説明すること。
 - (b) 規定の理由を提示し、説明すること。
 - (c) 大臣が次のように思料する理由を、説明すること。
 - (i) 第3条第2項の条件が（関連がある場合）満たされている。
 - (ii) 第3条第4項の条件が満たされている。
 - (d) 第1条に基づく命令の場合、適切な限りにおいて、命令に定められた規定が負担（同条第2項の意味において）を除去又は軽減する度合いの評価を含むこと。
 - (e) 次のものの理由を特定し、説明すること。
 - (i) 命令によって付与された、立法を行う職務
 - (ii) (i)の職務行使に付随した手続上の要件
 - (f) 次のものの詳細を説明すること。
 - (i) 第13条に基づいて行われた協議
 - (ii) 協議の結果受理した陳述
 - (iii) 陳述の結果加えられた変更点（ある場合）
- (3) 第13条に基づく協議に対応して陳述を行う者が、これを開示しないよう大臣に依頼した場合、それが（議会の手続との関係は無視して）機密保持の違反としての訴因となりうる場合、又はその限りにおいて、大臣は第2項(f)号(ii)に基づいてこれを開示してはならな

い。

- (4) 第13条に基づく協議に対応して行われた陳述の情報が他の者に関係する場合、大臣は次の場合、又はその限りにおいて、第2項(f)号(ii)に基づいてこれを開示する必要がない。
 - (a) 情報の開示が、当該他の者に不利益をもたらすと思われるとき。
 - (b) 情報の開示に関して、当該他の者の同意を取り付けることができないとき。
- (5) 第3項及び第4項は、命令案に関して報告する責務を負った議会のいずれかの院の委員会により要求され、委員会に対して行われる情報の開示には影響しない。
- (6) 第2項(e)号において、「立法を行う職務（function of legislating）」は第4条と同じ意味を有する。

第15条 議会手続の決定

- (1) 第14条に基づき、命令案と共に提出された説明文書は、命令案に従って命令を定めることに関連して、以下の手続のいずれが適用されるべきかについての、大臣による勧告を含まなければならない。
 - (a) 否定的決議手続（第16条参照）
 - (b) 肯定的決議手続（第17条参照）
 - (c) 特別肯定的決議手続（第18条参照）
- (2) 説明文書は、大臣の勧告についての理由を説明しなければならない。
- (3) 大臣の勧告が、否定的決議手続を適用すべきであるとしている場合、30日の期間に次のことが起きない限り、当該手続が適用される。
 - (a) 議会のいずれかの院が特別肯定的決議手続の適用を要請し、それによって当該手続が適用されること。
 - (b) (a)号に該当しない場合に、議会のいずれかの院が肯定的決議手続の適用を要請し、それによって当該手続が適用されるこ

と。

- (4) 大臣の勧告が、肯定的決議手続を適用すべきであるとしている場合、30日の期間内に議会のいずれかの院が特別肯定的決議手続の適用を要請しない限り、当該の手続が適用され、要請する場合は、特別肯定的決議手続が適用される。
- (5) 大臣の勧告が特別肯定的決議手続の適用であった場合、当該の手続が適用される。
- (6) この条の目的のために、次の場合、議会の一院は30日の期間内に何らかの手続の適用を要請したものとみなされる。
- (a) 当該の期間内に、その院が当該の手続を適用すべきであるとの決議を行う場合
- (b) (a)号に該当せず、命令案に関して報告する責務を負ったその院の委員会が、当該の期間内に当該の手続の適用を勧告しており、その院が決議によって当該の期間内にその勧告を拒絶していない場合
- (7) この条において、「30日の期間 (30-day period)」とは、第14条に基づき、命令案が議会議に提出された日から起算して、30日の期間をいう。

第16条 否定的決議手続

- (1) この部の目的のために、「否定的決議手続 (negative resolution procedure)」は、第14条に基づき提出された命令案に従って命令を定めることに関連して、以下のように行われる。
- (2) 大臣は、この条の以下の規定に従って、命令案により命令を定めることができる。
- (3) 大臣は、議会のいずれかの院が40日の期間内に命令を定めないことを決議した場合、命令案により命令を定めることはできない。
- (4) 命令案に関して報告する責務を負った議会のいずれかの院の委員会は、30日の期間の終結後、40日の期間が終結するまでの間いつで

も、この項に基づいて大臣が命令案により命令を定めないことを勧告することができる。

- (5) 命令案に関連して、第4項に基づき、議会のいずれかの院の委員会が勧告を行った場合、勧告が同一会期中に当該の院の決議によって否決されない限り、大臣は命令案により命令を定めることはできない。
- (6) この条の目的のために、制定された命令の規定に実質的な変更が含まれていない限り、命令は命令案により定められる。
- (7) この条においては、次の規定に従う。
- 「30日の期間 (30-day period)」とは、第15条第7項と同じ意味を有する。
- 「40日の期間 (40-day period)」とは、第14条に基づき、命令案が議会議に提出された日から起算して、40日の期間をいう。
- (8) 第4項に基づき議会のいずれかの院の委員会が勧告を行った場合であって、この勧告が第5項に基づき当該の院によって否決された場合、40日の期間の算定においては、勧告が行われた日と勧告が否決された日の間の日数はこれに算入しないものとする。

第17条 肯定的決議手続

- (1) この部の目的のために、「肯定的決議手続 (affirmative resolution procedure)」は、第14条に基づき提出された命令案に従って命令を定めることに関連して、以下のように行われる。
- (2) 40日の期間終結後に議会議各院が命令案を決議によって承認した場合、大臣は命令案により命令を定めることができる。
- (3) ただし、命令案に関して報告する責務を負った議会のいずれかの院の委員会は、30日の期間の終結後、40日の期間が終結するまでの間いつでも、命令案に関して手続を進めないように、この項に基づいて勧告することができる。

- (4) 命令案に関連して、第3項に基づき、議会のいずれかの院の委員会が勧告を行った場合、勧告が同一会期中に当該の院の決議によって否決されない限り、第2項に基づいて命令案に関して手続を進めることはできない。
- (5) 第2項の目的のために、制定された命令の規定に実質的な変更が含まれていない限り、命令は命令案により定められる。
- (6) この条においては、次の規定に従う。
「30日の期間 (30-day period)」とは、第15条第7項と同じ意味を有する。
「40日の期間 (40-day period)」とは、第14条に基づき、命令案が議会に提出された日から起算して、40日の期間をいう。
- (7) 第3項に基づき議会のいずれかの院の委員会が勧告を行った場合であって、この勧告が第4項に基づき当該の院によって否決された場合、40日の期間の算定においては、勧告が行われた日と勧告が否決された日の間の日数はこれに算入しないものとする。

第18条 特別肯定的決議手続

- (1) この部の目的のために、「特別肯定的決議手続 (super-affirmative resolution procedure)」は、第14条に基づき提出された命令案に従って命令を定めることに関連して、以下のように行われる。
- (2) 大臣は、命令案に関して60日の期間内に行われる次のものに配慮しなければならない。
- (a) 陳述
- (b) 議会のいずれかの院の決議
- (c) 命令案に関して報告する責務を負ったいずれかの院の委員会の勧告
- (3) 60日の期間終了後に、大臣が命令案により命令を定めることを望む場合、大臣は次に該当する声明を議会に提出しなければならない。

- (a) 第2項(a)号に基づく陳述があったか否かを明らかにする声明
- (b) 陳述があった場合、その詳細を明らかにする声明
- (4) 大臣は、第3項の声明を議会に提出した後、議会各院が命令案を決議によって承認した場合、命令案により命令を定めることができる。
- (5) ただし、命令案に関して報告する責務を負った議会のいずれかの院の委員会は、第3項に基づいて大臣が声明を議会に提出した後、第4項に基づいて命令案が決議によって承認されるまでの間いつでも、命令案に関して手続を進めないように、この項に基づいて勧告することができる。
- (6) 命令案に関連して、第5項に基づき、議会のいずれかの院の委員会が勧告を行った場合、勧告が同一会期中に当該の院の決議によって否決されない限り、第4項に基づいて命令案に関して手続を進めることはできない。
- (7) 60日の期間の終結後、大臣が実質的な変更を含む版の命令案により命令を定めることを望む場合、議会に以下のものを提出しなければならない。
- (a) 改訂された命令案
- (b) 次のものの詳細を説明する声明
- (i) 第2項(a)号に基づいて行われた陳述
- (ii) 提案された改訂
- (8) 大臣は、第7項に基づいて改訂された命令案及び声明を提出した後、議会各院の決議によってこれが承認されたとき、改訂された命令案により命令を定めることができる。
- (9) ただし、改訂された命令案に関して報告する責務を負った議会のいずれかの院の委員会は、第7項に基づいて大臣が改訂された命令案を議会に提出した後、第8項に基づいて改訂された命令案が決議によって承認されるまでの間いつでも、改訂された命令案に関して

手続を進めないように、この項に基づいて勧告することができる。

- (10) 改訂された命令案に関連して、第9項に基づき、議会のいずれかの院の委員会が勧告を行った場合、勧告が同一会期中に当該院の決議によって否決されない限り、第8項に基づいて改訂された命令案に関して手続を進めることはできない。
- (11) 第14条第3項から第5項までは、同条第2項(f)号(ii)に基づいて陳述の開示に関連して適用されるのと同様に、この条の第3項(b)号及び第7項(b)号(i)に関連して適用される。
- (12) 第4項及び第8項の目的のために、制定された命令の規定に実質的な変更が含まれていない限り、命令は命令案により定められる。
- (13) この条において、「60日の期間 (60-day period)」とは、第14条に基づき、命令案が議院に提出された日から起算して、60日の期間をいう。

総則

第19条 期間の計算

第15条から第18条の目的のために、日数による期間の算定に際し、議院が解散され、若しくは閉会された期間、又はいずれかの院が4日を超えて休会となった期間はこれに算入しないものとする。

第20条 1972年欧州共同体法に基づく権限との組合せ

- (1) この部に基づいて命令を定める権限は、1972年欧州共同体法 (European Communities Act 1972 (c.68)) 第2条に基づいて命令を定める権限と組み合わせて、かつ、その権限と同じ法規によって行使することができる。
- (2) 第1項に言及された権限が行使される場

合、次の各号の規定に従う。

- (a) 第12条第2項から第18条までの規定は、この部に基づく命令と同様に1972年欧州共同体法第2条第2項に基づく命令に適用される。
- (b) 1972年欧州共同体法附則第2第2条第2項は、適用されない。

第2部 規制機関

規制職務の行使

第21条 原則

- (1) この条が適用される規制職務を行使する者は、当該職務行使にあたって第2項における原則に配慮しなければならない。
- (2) 原則とは次のものをいう。
- (a) 規制活動が、透明性をもち、責任の所在が明確であり、目的に均衡し、かつ一貫性のある態様で遂行されるべきこと。
- (b) 規制活動が、活動が必要とされる事例に限って適用されること。
- (3) 第1項における義務は、規制職務の行使に影響するその他のいかなる要件にも従う。

第22条 実務要綱

- (1) 国王の大臣は、規制職務の行使に関連した実務要綱を公表し、必要に応じてこれを改訂することができる。
- (2) この条が適用される規制職務を行使する者は、第3項が適用される場合を例外として、当該の者の職務遂行に関する総合政策又は原則を決定するに際して、実務要綱に配慮しなければならない。
- (3) この条が適用される規制職務を行使する者の職務が、他の規制職務遂行に関連して、基準を定め、又は指導を与えるものである場合、当該の者は職務遂行において実務要綱に配慮

しなければならない。

- (4) 第2項及び第3項における義務は、規制職務の行使に影響するその他のいかなる要件に従う。

第23条 実務要綱：手続

- (1) 国王の大臣は、第22条に基づいて実務要綱の発表又は改訂を提案するとき、要綱（又は改訂された要綱）の草案を準備しなければならない。
- (2) 国王の大臣は草案を準備するにあたって、これが第21条第2項に特定された原則に沿ったものであるようにしなければならない。
- (3) 国王の大臣は草案について、次の者と協議を行わなければならない。
- (a) 規制職務を遂行する者の代表と思われる者
- (b) その他適切と思料される者
- (4) 国王の大臣が草案に関して手続を進めることを決定した場合、（元の形式又は修正つきで）草案を議会に提出しなければならない。
- (5) 第4項に基づいて議会に提出された草案が、議会各院の決議によって承認された場合、国王の大臣は、要綱（又は改訂された要綱）を発表することができる。
- (6) 第5項に基づいて発表された要綱（又は改訂された要綱）は、国王の大臣が委任立法によって定めた命令により指定する日に施行される。

第24条 第21条及び第22条が適用される職務

- (1) 第21条及び第22条は、この条に基づいて特定された規制職務に適用される。
- (2) 国王の大臣は、この条に則った命令によって、第21条及び第22条が適用される規制職務を特定することができる。
- (3) 大臣は、第2項に基づいて次のことを特定することはできない。

- (a) 保留事項^(注3)に該当しない事項に関係する限りにおいて、スコットランドで行使することができる限りの規制職務
- (b) 移管事項^(注4)に該当する事項に関係する限りにおいて、北アイルランドで行使することができる限りの規制職務
- (c) ウェールズ内において、又はウェールズに関係してのみ行使することのできる規制職務
- (4) 国民議会はこの条に則った命令により、ウェールズ内において、又はウェールズに関係してのみ行使することのできる、第21条及び第22条が適用される規制職務を特定することができる。
- (5) この条に基づく命令は、次の機関に付与され、又は次の機関によって行使される規制職務を特定することはできない。
- (a) ガス電力市場監督局（Gas and Electricity Markets Authority）
- (b) 通信庁（Office of Communications）
- (c) 鉄道規制庁（Office of Rail Regulation）
- (d) 郵便サービス委員会（Postal Services Commission）
- (e) 水道サービス規制理事会（Water Services Regulation Authority）
- (6) この条に基づく命令を定めるに先立ち、命令を定める権限を有する者は、次の者と協議を行わなければならない。
- (a) 命令によって職務が特定される（命令を定める権限を有する者以外の）者
- (b) その他適切と思料される者
- (7) この条に基づく命令は、命令を定める権限を有する者が適切と考える限りにおいて、付随的、補足的、派生的又は過渡的な規定（制定法を改正する規定も含む）を定めることができ、異なる目的のために異なる規定を定めることができる。
- (8) この条に基づく命令は、委任立法によって

定められなければならない。

- (9) 国王の大臣は、草案が議会各院に提出され、各院の決議によって承認されない限り、この条に基づく命令を含む委任立法を定めることはできない。

- (10) この条においては、次の規定に従う。

「保留事項 (reserved matter)」及び「スコットランド (Scotland)」は、1998年スコットランド法 (Scotland Act 1998 (c.46)) と同じ意味を有する。

「移管事項 (transferred matter)」及び「北アイルランド (Northern Ireland)」は、1998年北アイルランド法 (Northern Ireland Act 1998 (c.47)) と同じ意味を有する。

「ウェールズ (Wales)」は、1998年ウェールズ自治法 (Government of Wales Act 1998 (c.38)) と同じ意味を有する。

第3部 欧州共同体等に関連した立法

立法の解釈

第25条 欧州共同体の法規への言及

- (1) 1978年解釈法 (Interpretation Act 1978 (c. 30)) 第20条の後に、次の規定を加える。

「第20A条 共同体の法規への言及

この条の施行後に制定された法律が、他の共同体の法規によって既に修正され、延長され、又は適用された法規に言及するとき、法規の意図が反対のものと思われな限り、この言及は修正され、延長され、又は適用された法規への言及とする。」

- (2) 同法第22条第1項(法律及び施策への適用)において、「この法律の施行の後成立した法律」の前に、「(第20A条の場合、同条に定められた規定に従った上で)」を加える。^(注6)
- (3) 同法第24条(北アイルランドへの適用)第

3項の後に、次の規定を加える。

「(3A) 第20A条は法律に適用されるのと同様に、北アイルランドの立法にも適用される。」

- (4) 1998年スコットランド法(一時的及び過渡的規定)(スコットランド議会制定法の発表と解釈等)に関する1999年の命令 (Scotland Act 1998 [Transitory and Transitional Provisions] [Publication and Interpretation etc of Acts of the Scottish Parliament] Order 1999 (S.I.1999/1379)) 附則第1(法令の解釈及び運用)の最後に次の規定を加える。

「16条 共同体の法規への言及

この条の施行後に制定されたスコットランド議会制定法が、他の共同体の法規によって既に修正され、延長され、又は適用された立法に言及するとき、法規の意図が反対のものと思われな限り、この言及は修正され、延長され、又は適用された法規への言及とする。」

第26条 欧州経済領域の協定及び欧州経済領域加盟国

- (1) 1978年解釈法 (Interpretation Act 1978 (c. 30)) 附則第1(定義された表現)において、「王領地コミッショナー (Crown Estate Commissioners)」の定義の後に、次の規定を加える。

「『EEA協定』は、1992年5月2日、オポルトで調印された欧州経済領域に関する協定及び1993年3月17日ブリュッセルで調印された協定を調整する、必要に応じて修正され、補足される議定書をいう。(この条の施行日)

『EEA加盟国』は、いかなる時においても、次のものを意味する。

- (a) その時において、加盟国である国
(b) その時において、EEA協定に加盟し

ている国（この条の施行日）」

(2) 同法第24条（北アイルランドへの適用）第4項において、「法人税法（The Corporation Tax Acts）」の後に、「EEA 協定及び EEA 加盟国（EEA agreement and EEA state）」を加える。

(3) 1998年スコットランド法（一時的及び過渡的規定）（スコットランド議会制定法の発表と解釈等）に関する1999年の命令（Scotland Act 1998 [Transitory and Transitional Provisions] [Publication and Interpretation etc of Acts of the Scottish Parliament] Order 1999 (S.I.1999/1379)）附則第2（総合的定義）において、「分権問題（Devolution issue）」の後に、次の規定を加える。

「『EEA 協定』は、1992年5月2日、オポルトで調印された欧州経済領域に関する協定及び1993年3月17日ブリュッセルで調印された協定を調整する、必要に応じて修正され、補足される議定書をいう。

『EEA 加盟国』は、いかなる時においても、次のものを意味する。

- (a) その時において、加盟国である国
- (b) その時において、EEA 協定に加盟している国」

(4) 第3項によって定められた改正は、次のものに関連して効力を持たない。

- (a) この条の施行前に成立した、スコットランド議会制定法
- (b) この条の施行前に成立した、スコットランドの従位立法（第3項で言及された命令の意味において）

共同体義務等の履行

第27条 命令、規程及び事業の枠組みを定める権限

(1) 1972年欧州共同体法（European Commu-

nities Act 1972 (c.68)）第2条（協定の総合的实施）において、次のように表現を置き換える。

(a) 第2項において、「規則によって (by regulations)」を「命令、規程、規則又は事業の枠組みによって (by order, rules, regulations or scheme)」とする。

(b) 第4項において、「及び規則 (and regulations)」を「又は命令、規程、規則若しくは事業の枠組み (or orders, rules, regulations or schemes)」とする。

(2) 同法附則第2（従位立法に係る規定）において、次のように表現を置き換える。

(a) 第2条第1項及び第2項において、「規則 (regulations)」を「命令、規程、規則又は事業の枠組み (any order, rules, regulations or scheme)」とする。

(b) 第3項において、「規則 (regulations)」を「命令、規程、規則又は事業の枠組み (order, rules, regulations or scheme)」とする。

(3) ウェールズ自治法（Government of Wales Act 1998 (c.38)）第29条（共同体法の実施）第2項及び第3項において、「規則 (regulations)」の表現をすべて「命令、規程、規則又は事業の枠組み (any order, rules, regulations or scheme)」に置き換える。

(4) 1998年スコットランド法（Scotland Act 1998 (c.46)）附則第8第15条第3項において、「規則 (regulations)」を「命令、規程、規則又は事業の枠組み (any order, rules, regulations or scheme)」に置き換える。

(5) この条の施行前に成立した制定法又は定められた従位立法が、1972年欧州共同体法第2条第2項に基づく規則に言及する場合、国王の大臣は、命令又は規則によって当該の制定法若しくは従位立法を改正し、同項に基づく命令、規程又は事業の枠組みを含むこととす

- ることができる。
- (6) 第5項に基づく国王の大臣の権限は、次の規定に従う。
- (a) 職務の遂行が分権された権能（1998年スコットランド法の意味において）の範囲にある事項に関連して行使できる範囲において、スコットランドの大臣によっても行使される。
- (b) 移管された事項に関連して行使できる範囲において、北アイルランドの省庁によっても行使される。
- (c) 職務が国民議会によって遂行される事項について、職務を行使できる範囲において、スコットランドの大臣によっても行使される。
- (7) 第5項に基づいて命令又は規則を定める権限は、次の規定に従う。
- (a) 国王の大臣、スコットランドの大臣又はウェールズ国民議会が行使できる範囲において、委任立法によって行使される。
- (b) 北アイルランド自治政府が行使できる範囲において、1979年委任規則（北アイルランド）命令（S.I.1979/1573（N.I.12））の目的のための委任規則によって行使される。
- (8) 第5項に基づく命令若しくは規則を含む委任立法又は委任規則は、次の各号に従う。
- (a) 国王の大臣によって定められたものである場合、議会のいずれかの院の決議に従って無効とされる。
- (b) スコットランドの大臣によって定められたものである場合、スコットランド議会の決議に従って無効とされる。
- (c) 北アイルランド自治政府の省庁によって定められたものである場合、1954年解釈（北アイルランド）法（Interpretation Act [Northern Ireland] 1954（c.33 [N.I.]））の意味において、同法における委任立法であるものとみなして、否定的決議に従って無

効とされる。

- (9) 第5項においては、次の規定に従う。
- (a) 「制定法（enactment）」はスコットランドの議会制定法及び北アイルランドの立法を含む。
- (b) 「従位立法（subordinate legislation）」とは法律、スコットランド議会制定法又は北アイルランドの立法に基づく、枢密院令、命令、規程、規則、事業の枠組み、令状、条例又はその他の法規をいう。

第28条 共同体法規に変更可能な参照を行う権限

1972年欧州共同体法（European Communities Act 1972（c.68））附則第2（従位立法に関する規定）において、第1条の後に次の条を挿入する。

「第1 A 条

- (1) 次の条件をいずれも満たすとき、当該の従位立法は、その旨の規定を定めることができる。
- (a) この法律の第2条に言及された目的のために、従位立法が規定を定めるとき、かつ
- (b) 当該の従位立法が共同体法規又は共同体立法の規定への参照を含んでいるとき、かつ
- (c) 従位立法を定める者に、当該の参照を、必要に応じて修正を受けた共同体法規又は規定への参照として解釈できるようにすることが、必要又は便宜上都合がよいと思料されるとき。
- (2) この条において、「従位立法（subordinate legislation）」とは、この条の施行前及び後に定められた制定法、スコットランド議会の制定法、又は北アイルランドの立法に基づき、この条の施行後に定められた枢密院令、命令、規程、規則、事

業の枠組み、令状、条例又はその他の法規をいう。』

第29条 権限の組合せ

1972年欧州共同体法（European Communities Act 1972 (c.68)）附則第2において、第2条の後に次の条を挿入する。

「第2 A条

(1) この条は、第2条第2項に従って、この法律の第2条第2項によって付与された権限を行使する規定を含む委任立法の草案が、決議によって承認されるため議会各院に提出され、さらに次のいずれにも該当するときに適用される。

(a) 当該委任立法が、その他の制定法によって付与された権限を行使する規定を含んでいること。

(b) この条を除いて、第2項の条件が、当該規定を含む範囲において、委任立法に関して適用されること。

(2) 第1項(b)号に言及された条件とは、次のものをいう。

(a) 第1項(a)号に言及された規定を含む範囲において、当該委任立法が、制定法により、議会のいずれかの院の決議に従って無効とされること。

(b) 第1項(a)号に言及された規定を含む範囲において、当該委任立法が、制定法により、定められた後、施行され、又は効力を保つために、決議によって承認されるため議会各院に提出することを要請されていること。

(c) (a)、(b)各号が該当しない場合、第1項(a)号に言及された規定を含む範囲において、当該委任立法が、制定法により、定められた後、議会に提出することを要請されていること。

(d) 第1項(a)号に言及された規定を含む

範囲において、当該委任立法又はその草案が、制定法により、議会に提出することを要請されていないこと。

(3) この条が委任立法の草案に関連して適用されるときは、次に定めるところに従う。

(a) 第1項(a)号に言及された規定を含む範囲において、当該委任立法が、制定法により、議会各院に提出され、各院の決議によって承認されない限り、定められないこと。

(b) 第2項(a)号の条件が満たされた場合、第1項(a)号に言及された規定を含む範囲において、当該委任立法が、議会のいずれかの院の決議に従って無効とされないこと。

(c) 第2項(b)号の条件が満たされた場合、当該委任立法が、定められた後、議会に提出することを要請されていないこと（従って、当該委任立法が施行され、又は効力を保つために、議会各院の決議によって承認されるという要件は適用されない）。

(d) 第2項(c)号の条件が満たされた場合、第1項(a)号に言及された規定を含む範囲において、当該委任立法が、定められた後に、議会に提出することを要請されていないこと。

(4) この条において、制定法への言及は、この条の施行の前又は後に成立し、又は定められた制定法への言及とする。

第2 B条

(1) この条は、第2条第2項に従って、この法律の第2条第2項によって付与された権限を行使する規定を含む委任立法の草案が、1946年委任立法法第5条に基づいて議会に提出され、さらに次のいずれにも該当するときに適用される。

- (a) 当該委任立法が、他の制定法によって付与された権限を行使する規定を含んでいること。
 - (b) この条を除いて、第2項のいずれかの条件が、当該規定を含む範囲において、委任立法に関して適用されること。
- (2) 第1項(b)号に言及された条件とは、以下のものをいう。
- (a) 第1項(a)号に言及された規定を含む範囲において、当該委任立法が、制定法により、定められた後、議会に提出することを要請されていること。ただし、次の各号に該当すること。
 - (i) 議会のいずれかの院の決議に従って無効とされない。
 - (ii) 施行され、又は効力を保つために、議会各院の決議によって承認されることが、制定法によって要請されていない。
 - (b) 第1項(a)号に言及された規定を含む範囲において、当該委任立法又はその草案が、制定法により、議会に提出することを要請されていないこと。
- (3) この条が、委任立法に適用されるとき、当該委任立法は、第1項(a)号に言及された規定を含む範囲において、議会のいずれかの院の決議に従って無効とされる。
- (4) この条において、制定法への言及は、この条の施行の前又は後に成立し、又は定められた制定法への言及とする。

第2 C 条

第2 A 条及び第2 B 条は、この法律の第2条第2項によって付与された権限を行使する規定を含む、その他の委任立法（場合によってはそのような委任立法の草案）に適用されるのと同様に、同規定を含むスコットランドの委任立法（及びそのような委任立法の草案）に適用さ

れるが、次の修正に従うものとする。

- (a) 議会及び議会各院又は議会のいずれかの院への言及は、スコットランド議会への言及とする。
- (b) 制定法への言及は、スコットランド議会制定法に包含される制定法、又は同制定法に基づく委任立法を含む。
- (c) 第2 B 条第1項における1946年委任立法法第5条への言及は、1998年スコットランド法（一時的及び過渡的规定）（委任立法）に関する1999年の命令（Scotland Act 1998 [Transitory and Transitional Provisions] [Statutory Instruments] Order 1999 (S.I. 1999/1096)）第11条への言及と読み替える。」

第4部 補則及び総則

補則

第30条 廃止及び除外

- (1) この法律の附則の中で言及された制定法は、それぞれ特定される範囲内で廃止される。
- (2) 附則における廃止は、この法律が施行される日の前に、2001年法第6条第1項に基づいて議会に提出された提案に（修正をつけるか、つけないかにかかわらず）効力を与える、同法第1条に基づく命令の制定に関連して、同法の適用に影響しない。
- (3) 附則における廃止は、次に該当する、2001年法第1条に基づく命令の効力の継続に影響しない。
 - (a) この法律が施行される日の前に、定められていること。
 - (b) 第2項により、前号の日又はその後定められていること。
- (4) 附則における廃止は、次のものには影響し

ない。

- (a) 第3項に従って効力を継続する、2001年法第1条に基づく命令の従位規定に関連して、2001年法第4条第4項（「従位規定命令」）に従い、2001年法第1条に基づき命令を定める権限
- (b) (a)号により、従位規定命令を定めることに関連した、同法第1条から第4条までの運用
- (5) 附則における廃止は、この法律の施行直前まで、2001年法第12条第4項によって効力を継続する、1994年規制緩和及び業務委託法（Deregulation and Contracting Out Act 1994 (c.40)）第1条に基づく命令の効力の継続に影響しない。
- (6) この条において、「2001年法（the 2001 Act）」とは、2001年規制改革法をいう。

第31条 派生的改正

- (1) 1994年規制緩和及び業務委託法第6条（上訴に関するひな型規定）第7項において、「執行活動（enforcement action）」の定義を次のものに置き換える。
「『執行活動』とは、次のものを意味する。
 - (a) 制約、要件又は条件に関連して、それらの遵守又は順応を怠ったことに対する、（刑事上又はその他の）制裁を科することを目的として、又はそれに関連してとられた活動
 - (b) 認可の付与又は更新に関する制約、要件又は条件に関連して、認可の付与、更新又は変更の拒否、認可の付与又は更新に対する条件の付加、並びに認可の変更又は破棄を含む。
- (2) 2003年地方政府法（Local Government Act 2003 (c.26)）第100条（機関の実績の範疇に関係した権限の行使）第2項(d)号において、「2001年規制改革法第1

条」を「2006年立法及び規制改革法第1条及び第2条」に置き換える。

- (3) 1996年規制緩和及び業務委託（北アイルランド）命令（Deregulation and Contracting Out [Northern Ireland] Order 1996 (S.I.1996/1632 [N.I.11]）第17条第1項において、「2001年規制改革法第1条」を「2006年立法及び規制改革法第1条及び第2条」に置き換える。」

総則

第32条 一般的解釈

- (1) この法律においては、次の定めるところに従う。
「国民議会（the Assembly）」は、ウェールズ国民議会を意味する。
「国王の大臣（Minister of the Crown）」は、1975年国王の大臣法（Minister of the Crown Act 1975 (c.26)）におけるものと同じ意味を有する。
- (2) この法律において、「規制職務（regulatory function）」は、次のものを意味する。
 - (a) 活動に関して、制定法に基づき、要件、制約若しくは条件を課し、基準を定め、又は指導を与える職務
 - (b) 制定法に基づき、又は制定法により、活動に関連する、要件、制約若しくは条件の遵守又は執行に関連する職務
- (3) 第2項(a)号及び(b)号において、職務への言及は、以下の定めるところに従う。
 - (a) 国王により、又は国王のために行使することのできる職務を含む。
 - (b) 次のものを含まない。
 - (i) 英国国教会の機関又は教会内の職を有する者が行役することのできる職務
 - (ii) 刑事上又は民事上の法的手続を処理する職務

(4) 第2項(a)号及び(b)号において、活動への言及は、次のものを含む。

(a) 物品及びサービスの提供

(b) 雇用又は雇用の申出

第33条 施行

この法律は、成立した日から起算して2月を経過したときに施行される。

第34条 適用範囲

(1) イングランド及びウェールズ、スコットランド並びに北アイルランドの外に影響を及ぼす制定法を改正又は廃止する第1部に基づく命令は、当該制定法と同じ適用範囲を有する。

(2) 第31条は、次の定めるところに従う。

(a) 第1項及び第2項はイングランド及びウェールズに限って適用される。

(b) 第3項は北アイルランドに限って適用される。

(3) 附則における廃止は、関連する制定法と同じ適用範囲を有する。

第35条 略称

この法律は、2006年立法及び規制に関する改革法として引用することができる。

附則

附則 「廃止」(第30条関係)

2001年規制改革法(Regulatory Reform Act 2001 (c.6))

第13条第1項(b)号及び第2項、第14条における「1994年法(the 1994 Act)」の定義並びに第15条第1項及び第2項を除く全てを削除する。

2002年刑事司法(北アイルランド)法(Justice (Northern Ireland) Act 2002 (c.26))

附則第12第81条を削除する。

2002年教育法(Education Act 2002 (c.32))

第2条第9項を削除する。

2003年受精及び発生学(死亡した父親)法(Human Fertilisation and Embryology (Deceased Fathers) Act 2003 (c.24))

第2条第2項及び第3項を削除する。

2003年保健及び社会ケア法(Health and Social Care (Community Health and Standards) Act 2003 (c.43))

第189条第4項を削除する。

2003年刑事司法法(Criminal Justice Act 2003 (c.44))

附則 第27第8条を削除する。

2004年ジェンダー承認法(Gender Recognition Act 2004 (c.7))

第24条から次のものを削除する。

(a) 第1項及び第2項における、「財務相(the Chancellor of the Exchequer)」の語

(b) 第3項における「又は附則第3第11条」の語

附則第3第11条を削除する。

2004年成文法(廃止)法(Statute Law (Repeals) Act 2004 (c.14))

第1条第3項を削除する。

2004年底護及び移住(申請者の処遇等)法(Asylum and Immigration [Treatment of Claimants, etc.] Act 2004 (c.19))

第20条第6項

2004年シビル・パートナーシップ法 (Civil Partnership Act 2004 (c.33))

第35条第1項(a)号において、「(2001年規制改革法第1条に基づく命令に基づいているか否かにかかわらず)」の語を削除する。

2005年鉄道法 (Railways Act 2005 (c.14))

附則第3第14条を削除する。

2006年無線電信法 (Wireless Telegraphy Act 2006 (c.36))

附則第8第9条を削除する。

注

- (1) 本稿において、「国民議会」とはすべてウェールズ国民議会をいう。
- (2) Law Commission. イングランド及びウェールズ

の法律を審査し、必要な改正を勧告する独立機関。スコットランド及び北アイルランドにも同様の機関が存在する。

- (3) スコットランド議会に移管されず、ウェストミンスターの議会が決定権を持つ政策分野。外交、移民、安全保障、雇用、社会保障等が含まれる。
- (4) 北アイルランド議会に移管された政策分野。教育、保健、環境等が含まれる。
- (5) authority. 国王の大臣及びウェールズ国民議会のこと。
- (6) 解釈法22条第1項は、同法が①同法自体、②同法施行後成立した法律及び③附則第2第1部に特定された範囲で同法施行前に成立した法律の3種類に適用されることを定めている。この規定は、②の分野の法律に関してのみ適用されるものである。

(おかひさ けい・海外立法情報課)